

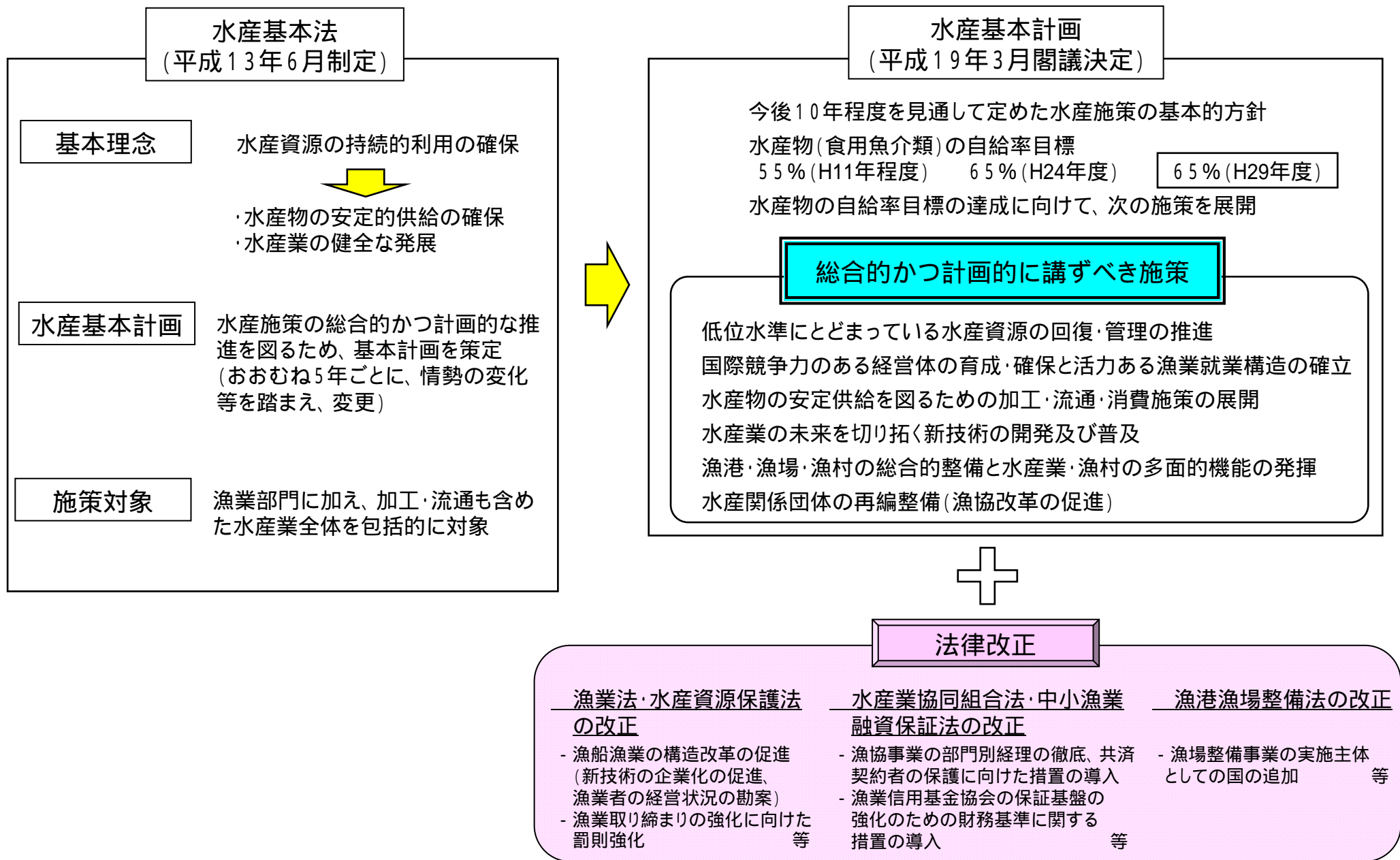
規制改革会議ヒアリング資料

平成19年10月
水産庁

目 次

1	水産施策の展開方向	・ ・ ・ ・ ・	1
2	我が国の漁業・資源管理制度の仕組み及び基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	1 1

1 水産施策の展開方向



水産業改革の進捗状況

項目	取組状況
水産資源の回復・管理	<p>個別割当方式について、関係漁業者団体等と導入のメリット・デメリットについて検討開始</p> <p>51の魚種別資源回復計画(76魚種)、20の包括的資源回復計画を実施・作成着手中(19年9月現在)</p>
国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立	<p>漁船漁業改革集中プロジェクトの実施(八戸地域をはじめ計11件の地域プロジェクトの立ち上げ) (平成19年度予算額:50億円)</p> <p>新しい経営安定対策の導入のための概算要求 (平成20年度概算要求額:52億円)</p> <p>平成20年漁業権免許切替に向けた基本的考え方の通知・発表</p> <p>新規就業・新規参入の促進のための予算事業</p>

米国においては、「マグナソン - スティーブンス漁業保存管理法」を基本に漁業管理を行っている。地域漁業管理委員会は漁業管理計画を策定し、総漁獲量規制、漁船漁具の制限、禁漁期 / 禁漁区、体長 / 体重制限などを講じている。

個別漁獲割当が実施されている漁業は8種類であり、水揚量ベースで2%、水揚金額で10%である。議会において、ITQに関して包括的な議論をまとめたペーパーが提示されており、メリット・デメリットが整理されている。

漁獲量の動向としては、外国船の締め出しによりスケトウダラ生産量が急伸したものの、他の資源は漸減傾向にある。

自給率については低落傾向にある。

米国議会ペーパーにおけるITQのメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>漁獲のシェアが確保されているので、過剰漁獲を減少させ、もっとも経済的な漁獲方式が選択できる。</p> <p>漁業者は水揚時期を選択できるので、魚価について価格交渉力を持つことができる。</p>	<p>新規の参入者はクォーター確保の経費が必要となるので、その参入が阻害される。</p> <p>クォーターを最大限利用しようとして小型魚の投棄や漁獲のごまかしが生じやすくなる。</p> <p>漁獲の独占・寡占により魚価が固定化しやすくなる。</p> <p>漁船数や雇用の減少により沿岸コミュニティの存続を危うくする。</p>

米国漁獲量(アラスカ州以外)

214万トン(1995年) 184万トン(2005年)

自給率は低落傾向

86.2%(1991-93平均) 71.8%(2001-03平均)

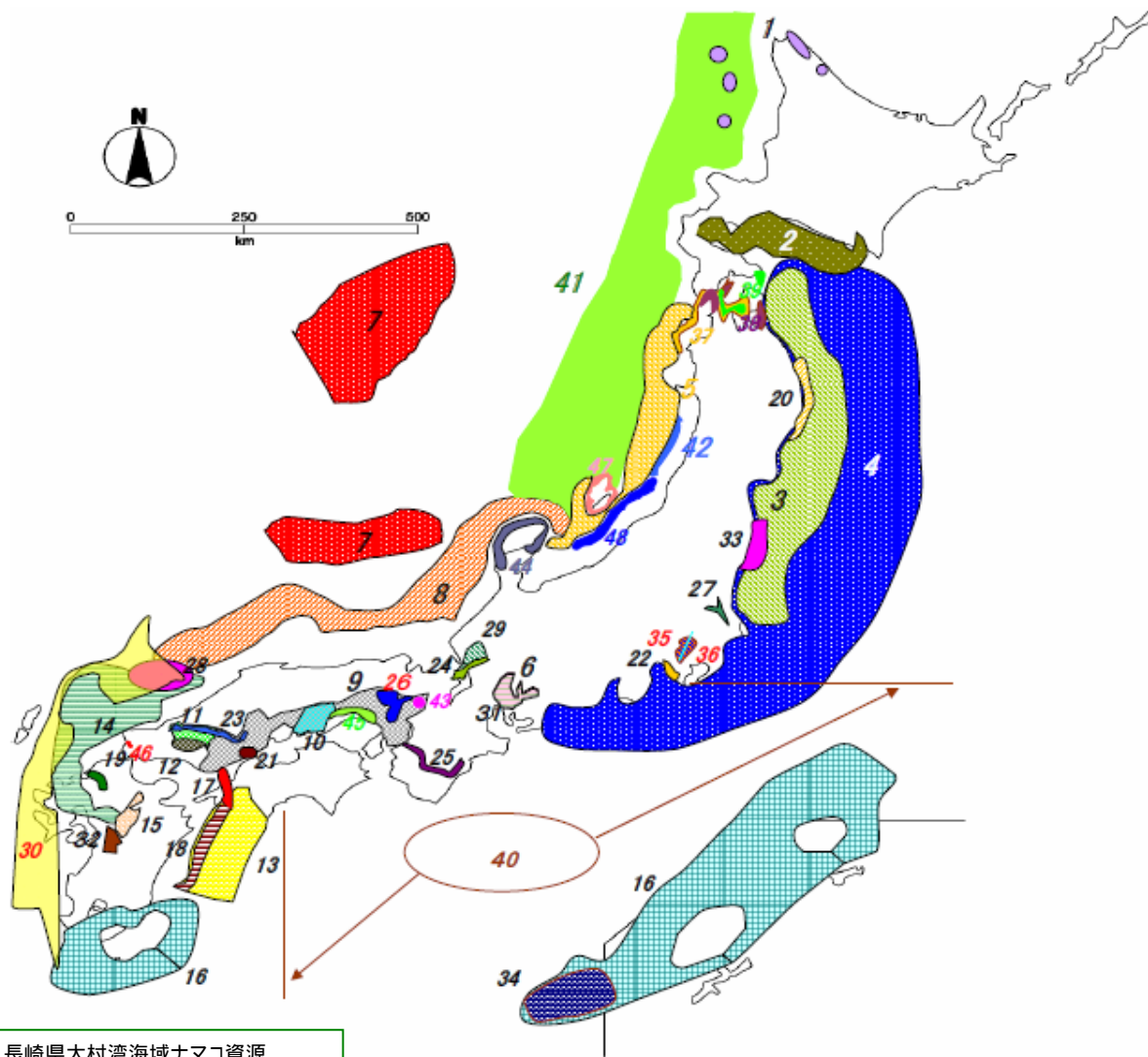
諸外国での漁業管理の状況

国名	資源管理の手法			ITQ制度導入国の状況			備考
	IQ方式	ITQ方式	オリンピック方式	漁船数	ITQ適用漁業	ITQの影響	
日本				約22万隻			
アメリカ				約3万隻	・オヒョウ・ギンダラ漁業、大西洋貝類(バカガイ・ホンピノスガイ)、大西洋クロマグロ、ベーリング海タラバなど6漁業を管理。連邦管理漁業の総漁獲量の約2%、総漁獲金額の約10%に相当。	・漁獲効率の向上、漁期の延長などが見られた反面、漁業集落の崩壊やクォータ取引価格の高騰が問題化。	・ITQ新規導入は2002年までモロトリアム。その後は1漁業にのみ導入。適格性や公平性に関する議論や、地域割当などの補完施策を実施。
オーストラリア				約5千隻	・国管理漁業のうち、ミナミマグロ、南東海域トロールなどの3漁業種、総漁獲量・金額の約4割に相当。		
ニュージーランド				1757隻	・総漁獲量・金額の9割以上を管理。	・効率性向上と同時に、クォータ集中が顕在化。	・今後はIQを全てITQに移行する方針。
アイスランド				1570隻	・総漁獲量の98%以上を管理。	・漁船の大型化・効率化。 ・クォータ集中とリースを通じた不労所得が発生。小漁村の崩壊が問題化。	・2004年より小型漁船にもITQ導入。
ノルウェー				8187隻			・船別割当が基本。
デンマーク				3866隻	・2003年から2007年まで北海ニシン漁業(漁船数約100隻)に暫定導入。総漁獲量の11%、金額の7%に相当。		
イギリス				7110隻	・船別割当が2002年からITQ化。		
フランス							
スペイン							
カナダ				22966隻	・2002年よりメカジキ延縄漁業に導入。総漁獲量の0.1%程度。		
ロシア							
中国	-	-	-				
韓国							

(注) ITQ制度導入国については、(独)水産総合研究センター 牧野博士資料による。

実施中の資源回復計画の概略(平成19年9月末現在48計画)

- 1 宗谷海峡域イカナゴ資源回復計画
- 2 えりも以西海域マツカワ資源回復計画
- 3 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画
- 4 マサバ太平洋系群資源回復計画
- 5 日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画
- 6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種(トラフグ、シャコ、マアナゴ)資源回復計画
- 7 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画
- 8 日本海西部あかがい(ずわいがに)資源回復計画
- 9 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画
- 10 カクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画
- 11 周防灘小型機船底びき網漁業対象種(マコガレイ、メイガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)資源回復計画
- 12 大分県豊前海アサリ資源回復計画
- 13 ヤリイカ太平洋系群(南部)資源回復計画
- 14 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画
- 15 熊本県アサリ資源回復計画
- 16 南西諸島海域マチ類資源回復計画
- 17 大分県豊後水道域クルマエビ資源回復計画
- 18 宮崎海域カサゴ資源回復計画



- 19 長崎県大村湾海域ナマコ資源回復計画
- 20 岩手県ヒラメ資源回復計画
- 21 愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画
- 22 神奈川県三浦半島地区アワビ資源回復計画

- 23 山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画
- 24 琵琶湖セタシジミ資源回復計画
- 25 和歌山県太平洋南区イサキ資源回復計画

- 26 兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画
- 27 霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画
- 28 山口県日本海海域あまだい類資源回復計画

- 29 滋賀県ニゴロブナ資源回復計画
- 30 日本海・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画
- 31 伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画
- 32 熊本県ヒラメ資源回復計画
- 33 福島県マアナゴ資源回復計画
- 34 沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画
- 35 神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
- 36 千葉県東京湾小型底びき網漁業包括的資源回復計画
- 37 青森県ウスメバル資源回復計画
- 38 青森県イカナゴ資源回復計画
- 39 マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画
- 40 太平洋南部キンメダイ資源回復計画
- 41 スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画
- 42 山形県シロギス資源回復計画
- 43 大阪府小型底びき網漁業包括的資源回復計画
- 44 石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画
- 45 香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
- 46 福岡湾口域イカナゴ資源回復計画
- 47 新潟県佐渡海区マナマコ資源回復計画
- 48 新潟県ウスメバル資源回復計画

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

漁船漁業構造改革の推進

収益性重視の経営への転換の促進。

漁船漁業構造改革総合対策事業
平成20年度概算要求額 50億円
(平成19年度予算額 50億円)

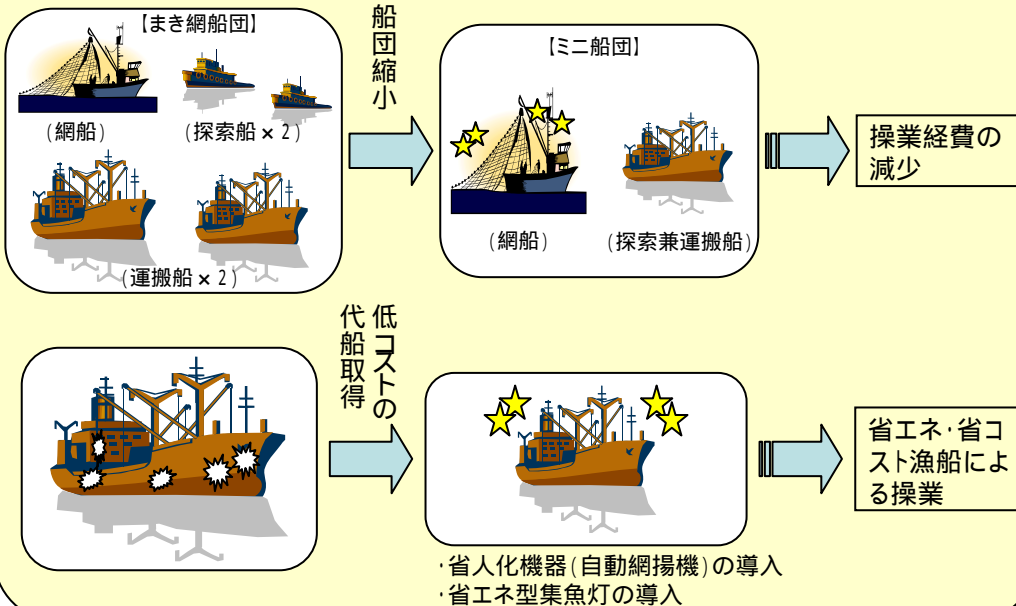
地域ごと(八戸・室蘭・気仙沼・銚子等)、漁業種類ごと(大中まき網漁業、いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、かつお・まぐろ漁業等)に漁船漁業の構造改革の方向付け(5年間で50プロジェクト)

新たな操業形態・新船団などの導入の取組を支援

担い手の代船取得を支援

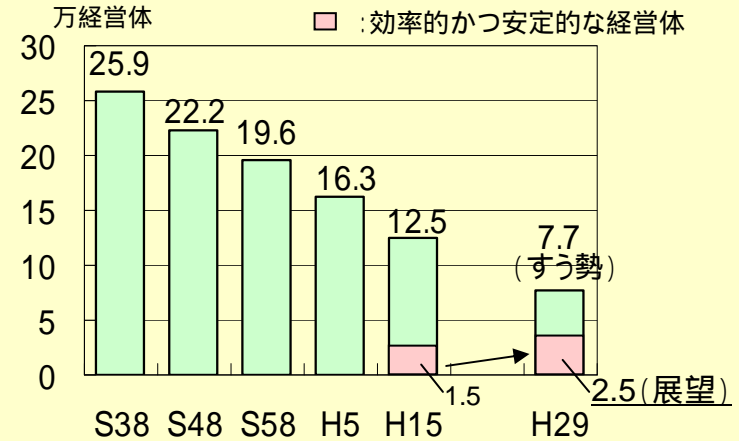
漁船船団の合理化・スリム化への支援

【取組事例】



新しい経営安定対策の導入

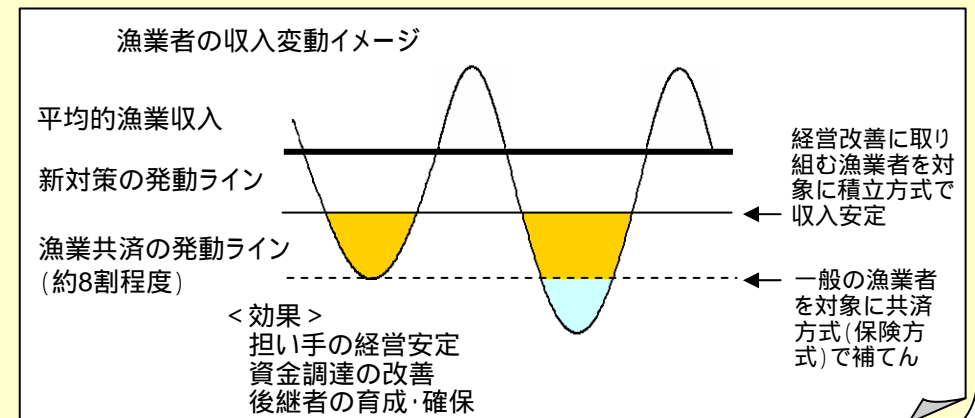
沿岸漁業の経営体数



国民へ水産物を安定供給するため、担い手の育成・確保に向け、積極的に経営改善に取り組む漁業者を対象とした新しい経営安定対策を平成20年度を目途に導入。

(漁業経営安定対策事業:平成20年度概算要求額 52億円)

<新しい経営安定対策>



平成20年漁業権切替に向けた基本的考え方

平成20年9月に予定されている定置網漁業権及び特定区画漁業権に関しては、以下の点に留意して行うべきことを都道府県に対し助言。

都道府県知事が漁場計画を策定するに当たっては、関係者からの要望聴取、沖合域を含めての漁場条件調査を徹底的に行い、適正かつ合理的な漁場計画とすること。

漁業権の免許の適格性審査を十分行うこと。

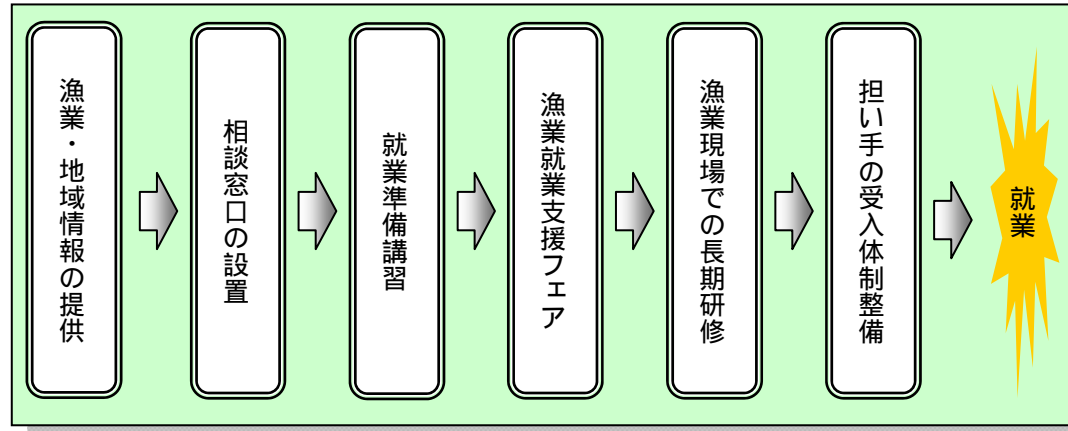
漁業権行使料の徴収に関する透明性の向上を図ること。

新規就業・新規参入の促進

新規就業や異業種事業者による新規参入を促進 : 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業
(平成20年度概算要求額 825百万円)

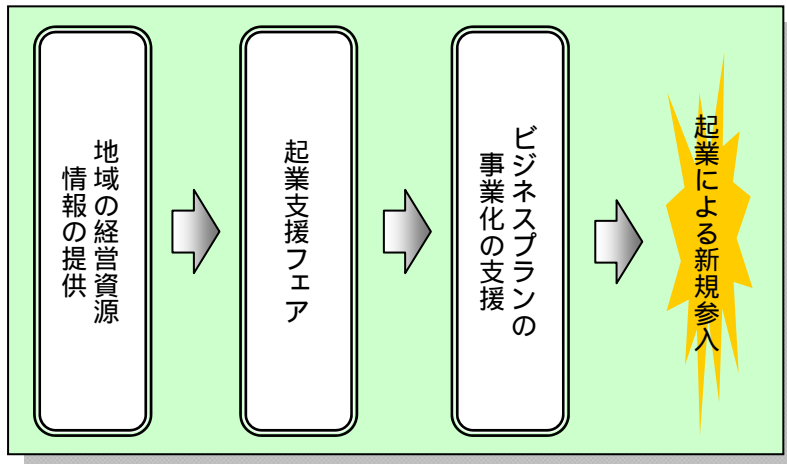
(新規就業の促進)

経験ゼロから始めても就業できるトータルサポートを提供



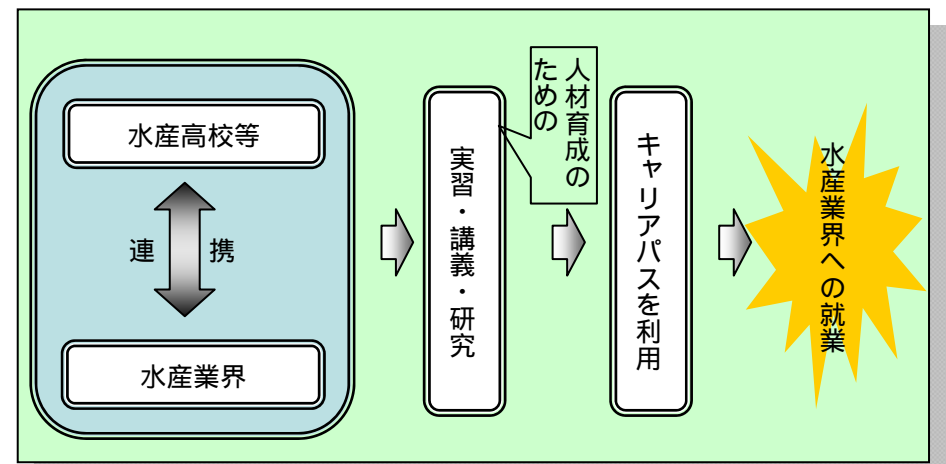
(新規参入の促進)

異業種のノウハウを活用した起業をサポート(再チャレンジプラン認定者に対し、販路開拓、新たな生産・加工技術開発等に対する助成等)



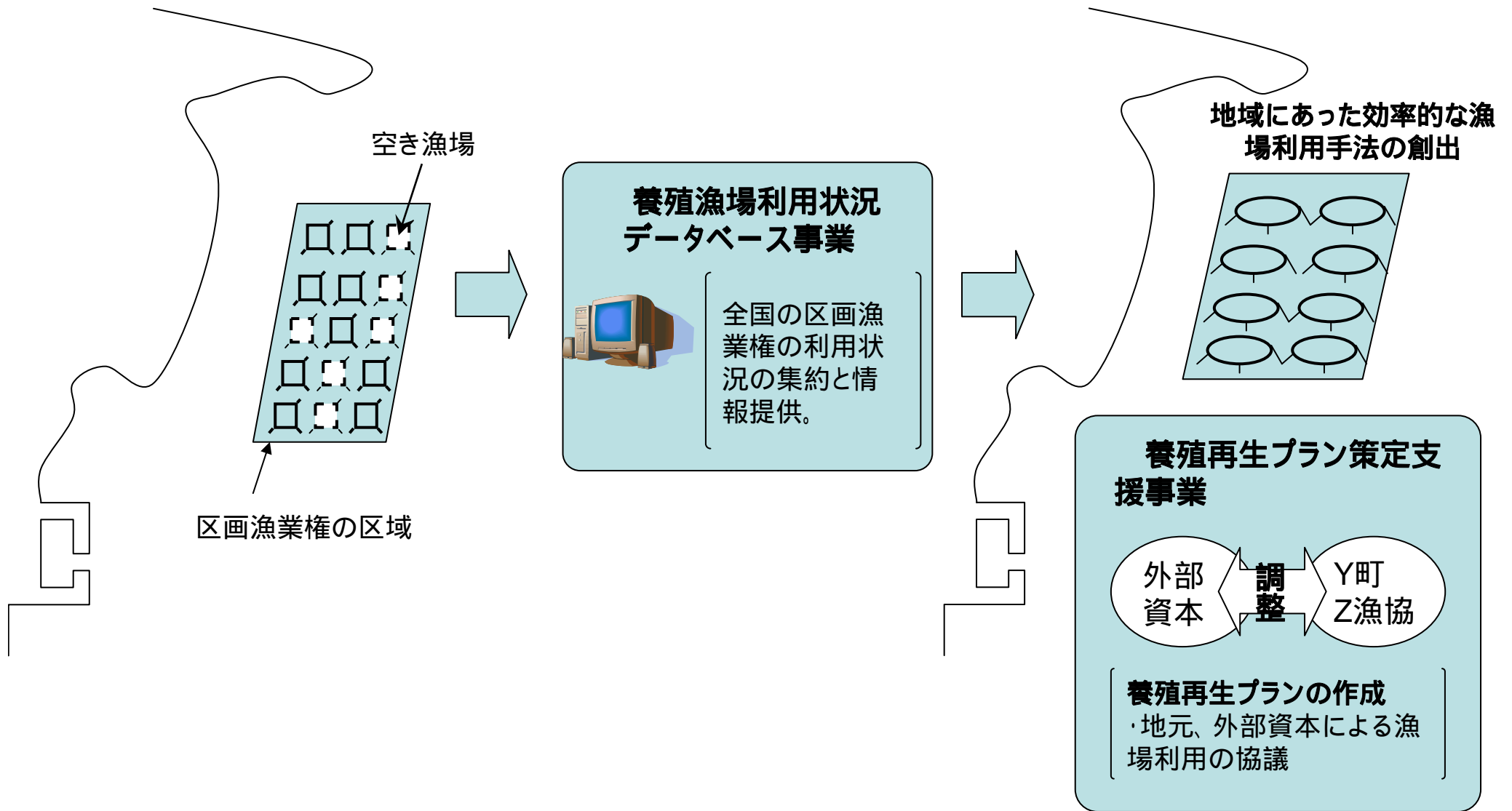
(水産に関する教育の充実)

高校・大学等を通じた実践的な専門教育を充実し、専門知識を生かした雇用・就業機会を確保



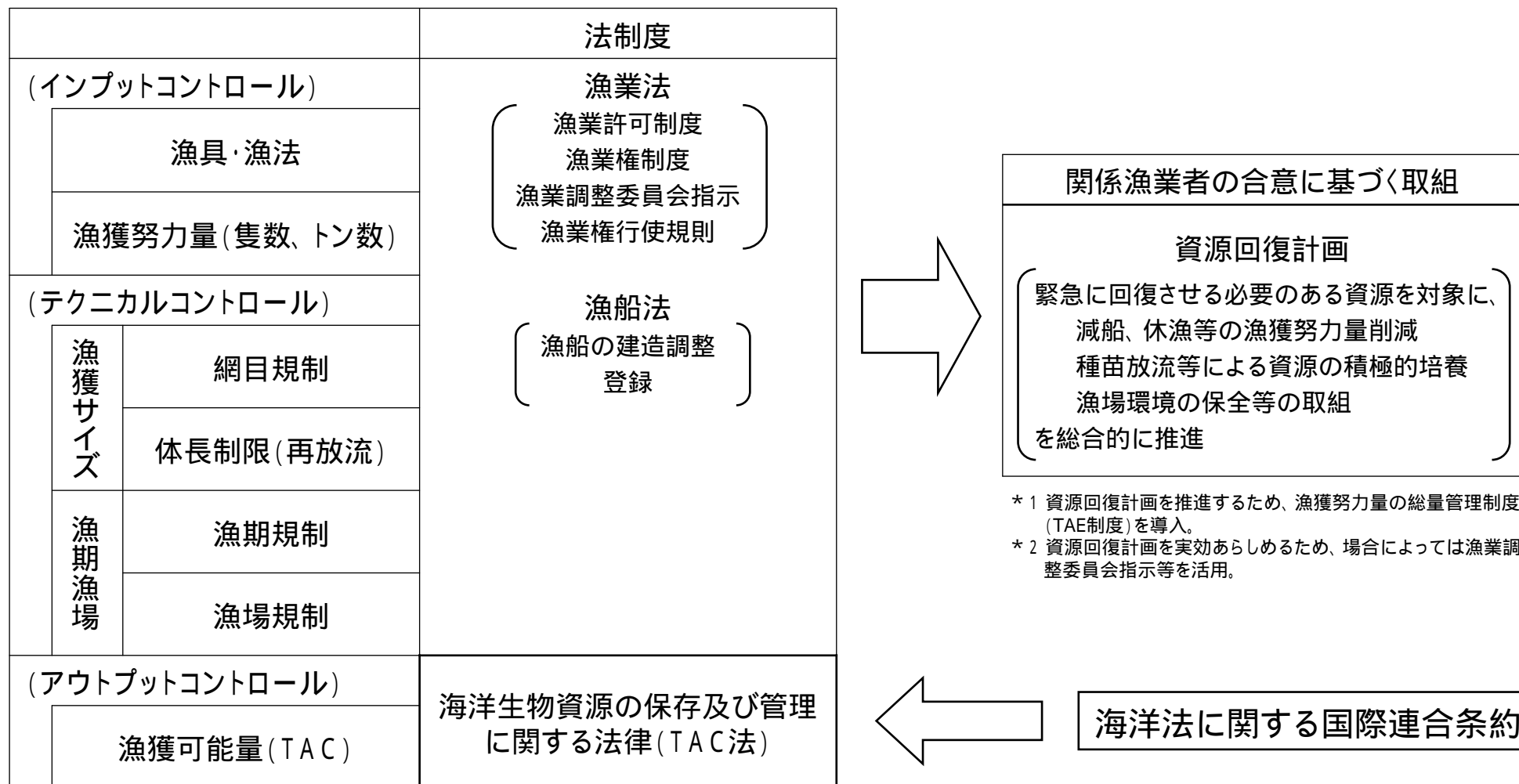
養殖生産構造改革推進事業

(平成20年度概算要求額 22百万円)

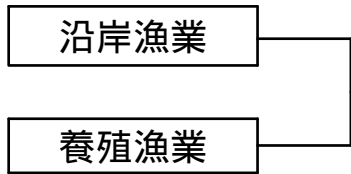


2 我が国漁業・資源管理制度の仕組み及び基本的考え方

我が国においては、漁獲努力量(隻数、トン数)等のインプットコントロール、漁獲サイズ等のテクニカルコントロールと漁獲量の割当によるアウトプットコントロールを併用して漁業・資源管理を行うとともに、関係漁業者による話し合いの積み上げを基に資源回復計画を作成し、これに基づく取組を総合的に推進しているところ。



漁業許可制度及び漁業権制度の概要



資源管理の必要性や限られた水面を総合的に利用する必要があることから、都道府県知事等の免許又は許可を受けることが必要。

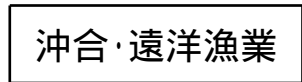
(1) 漁業権

定置漁業権(定置網漁業の中で大型のもの(身網の設置水深が27m以上(一部例外除く))を営む権利)

区画漁業権(一定の区画内において養殖業を営む権利)

共同漁業権(一定の水面を共同に利用して小規模漁業を営む権利)

(2) 知事許可漁業(刺し網漁業等)



資源管理の観点から漁獲努力量(漁船の隻数・トン数等)を一定の水準にコントロールする必要があることから、大臣又は知事の許可(又は承認)を受けることが必要。

漁業権の保有形態別免許件数(平成17年)

(異なる保有形態による共有等の免許件数)

定置漁業権

個人	有限会社	株式会社	漁協	その他	合計
1,107 (57%)	338 (17%)	61 (3%)	185 (9%)	265 (14%)	1,956 (100%)

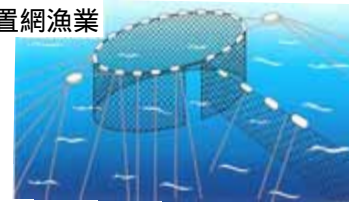
区画漁業権(築堤式、網仕切式、真珠等)

個人	有限会社	株式会社	漁協	その他	合計
408 (27%)	355 (23%)	298 (19%)	85 (6%)	387 (25%)	1,533 (100%)

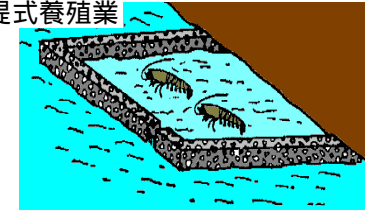
特定区画漁業権(ひび建、藻類、垂下式、小割式、地まき貝類)

漁協管理	自営					小計	合計
	個人	有限会社	株式会社	漁協	その他		
7,551 (98%)	33	41	34	38	7	153 (2%)	7,704 (100%)

定置網漁業



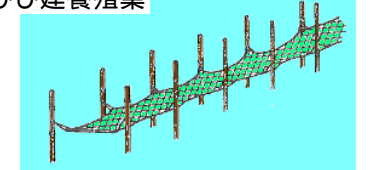
築堤式養殖業



網仕切式養殖業



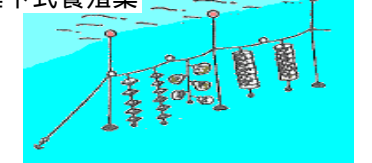
ひび建養殖業



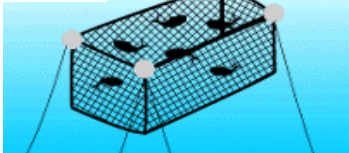
藻類養殖業



垂下式養殖業



小割式養殖業



地まき貝類養殖業

